子ども医療費助成制度の拡充について

~義務教育就学児の一部負担金(通院1回につき200円)を廃止~

1. 制度改正の目的

「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」にある「子どもに係る経済的負担の 軽減」に関する施策を実施するため、低所得世帯等の医療費にかかる経済的負担の軽 減を図り、子育て支援を充実するものです。

2. 制度改正の内容

平成 29 年 10 月 1 日より、義務教育就学児(小・中学生)に係る医療保険の自己負担額を全額助成し、一部負担金(通院1回につき 200 円上限)を廃止します。

※所得制限は継続するため、所得制限超過の場合は、対象外。

3. 改正前と後の制度の比較

子ども医療費助成制度は、中学生以下のお子さんの医療保険の自己負担額を助成する制度

【改正前】

制度	対象	一部負担金(本人負担額)	所得制限
乳幼児医療費助成制度	未就学児	なし	なし
(マル乳)			
義務教育就学児医療費	小・中学生	・通院は1回につき 200 円上限	あり
助成制度 (マル子)		・入院と調剤はなし	

【改正後】



義務教育就学児医療費	小・中学生	なし	あり
助成制度 (マル子)			

※網掛け部分が改正箇所

※マル乳は、改正なし

4. 制度改正に伴う予算額

- ① 平成 29 年度 10,437 千円
 - ・委託料 (システム改修費) 817 千円
 - ・扶助費 9,620 千円 (200 円×11,100 人×13 回÷12 月×4 月)
- ② 平成 30 年度 28,860 千円
 - 扶助費 28,860 千円 (200 円×11,100 人×13 回)

5. 制度改正により影響がでる対象者

負担 割合	区分	人数	人数 割合	影響
3割 負担	所得制限超過【医療証なし】	約3,000人	20%	なし
200円 → 無料	所得制限内 【医療証あり】	約11,000人	75%	あり
無料	「マル親医療費助成対象者(非課税世帯)」 「生活保護受給者」「施設入所者」 【他制度の医療証や医療券で対応】	約650人	5%	なし

6. 東京都の補助金

本制度は、東京都の補助要綱に準じた制度であるため、東京都から1/2の補助金 の交付を受けていますが、一部負担金(通院1回につき200円上限)については、東 京都の補助対象外となるため、全額市の負担となります。

7. 東京都下の他市の状況

区分	所得制限		助成内容		
四 万	あり	なし	全額	通院200円	
マル乳 (23区)	0	23	23	0	
マル乳(26市)	0	26	26	0	
マル子 (23区)	0	23	23	0	
マル子(26市)	19	7	3	23	

※日野市は網掛け部分に該当。

8. スケジュール

平成 29 年 6月議案 (条例改正と補正予算) を 6 月議会に上程平成 29 年 8 月医療機関に周知

平成29年 9月 対象者に周知、新しい医療証の発送

平成29年10月1日 制度改正